

令和3年度わかやま結婚支援事業企画・運營業務に係る公募型プロポーザルの質問に対する回答

No	質問内容	回答
1	仕様書6(1)のキにある既存会員に対しての更新確認を郵送でとあるが、発送件数は何件ほどになりますでしょうか。	現在の会員数が約2,000人のため、発送件数も同程度となる見込みです。なお、新規登録や退会の手続きを随時行っているため、増減する可能性もあります。 (参考) R元年度の会員増減数 新規登録：286人 退会数：222人
2	(4)アのミニ婚活イベント運営について、参加希望者の受付、抽選、結果通知とあるが、募集はわかやま結婚サポーターが行いますか？また、参加者一覧はサポーターへ郵送で送付とありますが、郵送のみでしょうか。それともメール等の対応も可能ですか。また、参加希望者への結果通知に関しては郵送以外で行ってもよいのでしょうか。	・募集はわかやま結婚サポーターが行います。 ・サポーターへの通知は郵送のみ、その他は不可とします。 ・参加希望者への結果通知については郵送以外での対応も可能です(ただし、電話のみの通知は不可とします)。
3	婚活イベント運営マニュアルのイベント参加者募集について、会員に限定せずイベントの募集を行ってもよいが非会員が応募してきた場合、会員登録を促し最終的に会員にならなかった場合は、参加することができないのでしょうか。	会員とならなかった場合は県主催イベントに参加することはできません。 抽選実施日までに会員登録が完了しなかった方は抽選対象外となります。
4	仕様書6(1)のイ④にすべてのイベントに参加者を対象としたスキルアップセミナーを併せて行うとありますが、(2)独身者向け結婚支援塾の卒塾者向けに開催するイベントについても、塾とは別途、スキルアップセミナーは必須となるのでしょうか。	卒塾生を対象としたイベントでも事前スキルアップセミナーを開催してください。なお、この際のセミナー参加者は卒塾生では無い方(性別)を対象としてください。  (例) 男性向けの支援塾を開催した場合、その卒塾生が参加するイベントに併せて実施する事前セミナーは女性を対象として実施してください。

No	質問内容	回答
5	<p>マニュアル【参加費】の項目について、キャンセル料を徴収できなかった場合、委託費が減額になるのでしょうか。</p>	<p>参加費は事前徴収することとしますので、キャンセル料を徴収できない事態は発生しないと考えます。</p> <p>なお、マニュアルでは「<u>参加費は事前徴収を原則とする</u>」としておりますが、「<u>参加費の徴収方法は事前徴収のみとする</u>」に改定します。</p>